

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 30日

高知県知事 濱田 省司 殿

提出者



住 所 高知県宿毛市高砂4番25号

氏 名 幡西道路建設株式会社

代表取締役 西岡 征記

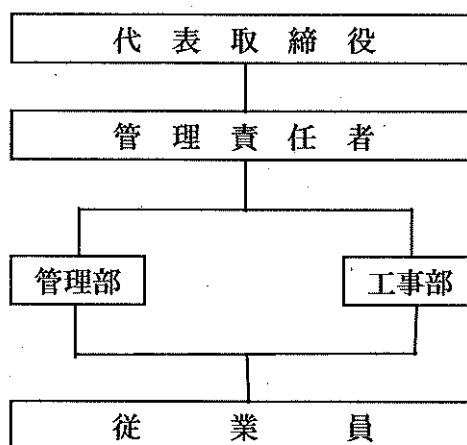
電話番号 0880-65-8681

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広域（総）第2-2号 与市明川広域河川改修工事
事業場の所在地	高知県宿毛市錦（高知市内を除く高知県内他）
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	建設業：元請完成工事高 382,300千円（前年度実績）
③従業員数	41人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・自己処理：建設工事で発生したがれき類は、自らの破碎施設に収集運搬後、再生砕石として再資源化します。一部のがれき類は自社又は収集運搬業者に委託して運搬し、再生利用者（破碎）に委託します。・建設工事で発生した木くずは、収集運搬業者及び再生処理業者（破碎）に委託し、燃料用チップとして再資源化されます。・建設工事で発生した建設混合廃棄物（金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くずの混合物）は、収集運搬業者及び処分業者に委託します。金属くずは再生処理業者（圧縮）で再資源化。その他の産業廃棄物は処分業者（焼却、埋立）で最終処分されます。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	紙くず	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	1.52 t	0 t	0 t	4.61 t	0 t
	産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず	木くず	がれき類	建設混合廃棄物
	排出量	0 t	0.065 t	2.7 t	2065.86 t	10.37 t
	(これまでに実施した取組) ・従業員を対象に廃棄物の発生抑制に係る教育を行っています。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	紙くず	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	1.5 t	0 t	0 t	4 t	0 t
	産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず	木くず	がれき類	建設混合廃棄物
	排出量	0 t	0 t	2 t	2000 t	10 t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組のとおり今年度も実施予定です。					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・従業員が排出する生活系ごみ(弁当、ペットボトル等)は、一般廃棄物として分別する。 ・がれき類、木くず及び廃プラスチック類は保管容器で種類ごとに分別し、分別できないものは混合廃棄物(木くず・紙くず)として処理しています。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の取組のとおり今年度も実施予定です。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の取組のとおり今年度も実施予定です。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	651.46 t	t
	（これまでに実施した取組） ・がれき類は自らの破碎施設で処理し、再資源化を行っています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1000 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・産業廃棄物（がれき類）の受入増加により再生利用を進めます。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
		t	t
（これまでに実施した取組） ・実績なし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	建設業：元請完成工事高 千円（前年度実績）	t	t
（今後実施する予定の取組） ・特になし。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ ）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	全処理委託量	1.52t	0t	4.61t	0t	0t
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量	1.52t	0t	4.61t	0t	
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず	木くず	がれき類	建設混合廃棄物
	全処理委託量	0t	0.065t	2.7t	1417.2t	10.34t
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量	0t	0.065t	2.7t	1417.2t	10.34t
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に従い、産業廃棄物処理業者を選定し、契約しています。 ・委託契約書及びマニフェスト（A、B2、C2、D、E）について、適正に記載されていることを確認して5年間保管しています。 					

【目標】		汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
産業廃棄物の種類						
全処理委託量	1.5 t	0 t	3.5 t	0 t	0 t	
優良認定処理業者への処理委託量						
再生利用業者への処理委託量	1.5 t		3.5 t			
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず	木くず	がれき類	建設混合廃棄物	
全処理委託量	0 t	0 t	2 t	1400 t	10 t	
優良認定処理業者への処理委託量						
再生利用業者への処理委託量			2 t	1400 t		
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の取組のとおり今年度の実施予定です。 再生利用業者を選定し、委託していく予定です。 						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。